

オンデマンド交通「いつモ」の 予約方法が変わります!

☎ 企画課 ☎ 72・3193

12/16(月)よりWebサイトから予約する方法が変わります。詳細はオンデマンド交通「いつモ」特設HP (<https://itsumo-ishikaricity.jp/>) をご確認ください。



市内オンデマンドはこれまでどおりコールセンターからも予約できます。
「いつモ」コールセンター ☎ 0120・983・983

▲特設HP



人権について考えてみませんか?

12/4~10は「人権週間」

☎ 広聴・市民生活課 ☎ 72・3191

日本では、12/10の人権デー(国連総会での世界人権宣言の採択日)までの1週間を「人権週間」と定め、各関係機関・団体とも協力しながら人権啓発活動を特に強化して行っています。

札幌人権擁護委員協議会石狩部会では、毎月第3火曜に人権相談を行っているほか、市内の認定こども園や学校で「人権教室」を開催するなど、さまざまな啓発活動を展開しています。

この機会に皆さんも一緒に人権について考えてみませんか?



7/13にりんくろで行われた「2024ふれあい広場 いしかり」では、人権擁護に関する啓発活動としてティッシュやうちわ(写真)などの物品を来場者に配布し、呼びかけました。



人権相談ダイヤル

みんなの人権110番 ☎ 0570・003・110

こどもの人権110番 ☎ 0120・007・110

女性の人権ホットライン ☎ 0570・070・810

☎ 平日8時30分~17時15分



石狩部会所属の人権擁護委員である長谷川洋子さんは、平成24年10月から現在に至るまでの12年間、人権相談や人権啓発活動に尽力された功績が認められ、10/21に法務大臣から表彰されました。

もくじ

- 3 11/11から除雪センターが始動しています
- 4 マイナ保険証がなくても保険診療を受けられます
- 5 年末年始 休業のご案内/ごみ収集日程
- 6 いしかりの財政状況
- 8 暮らしの知っ得情報
- 9 若者しごと図鑑
- 10 石狩市民図書館/イシカリのDX
- 11 いしかりっ子ひろば
- 12 ヘルシーライフ/救急当番病院
- 14 市役所からのお知らせ
- 17 12/3~9は「障害者週間」
- 18 イベントカレンダー
- 20 募集
- 22 まちの話題
- 24 エッセイ「制定の軌跡」

11/11から除雪センターが始動しています

除雪は降雪が10cmに達し、なおも降り続くことが予想される場合に出動します。

除雪作業は短時間で広範囲を処理しなければなりません。道路に積もった雪をかき分けることはできますが、取り除くことはできないため、各家庭の玄関先・車庫前には、かき分けられた置き雪が堆積します。地域全体の道路確保のため、間口の雪の処理に、ご協力をお願いします。

市役所からのお願い



道路への雪出しはやめましょう!

道路への雪出しは道路交通法違反です。道路に雪を出すと、道路が狭くなる、除雪車が真っすぐ走れなくなる、道路が蛇行するなどで車や歩行者の走行に支障を来します。

また、除排雪作業中のオペレーターに声をかける行為も作業に遅延が生じ、みんなに迷惑が掛かりますので絶対にやめてください。



置き雪の処理は各ご家庭で!

除排雪作業は深夜から朝方にかけての限られた時間で終わらせなければいけません。道路に積もった雪は、道路脇にかき分けて進むため、どうしても各家庭の玄関先・車庫前には置き雪が残ってしまいます。これらの雪の処理は、道路の通行に支障のない箇所に積み上げるなどのご協力をお願いします。雪を置くスペースがないなどの場合は民間の排雪や、融雪槽の設置をご検討願います。

※市では民間排雪業者の紹介などは行っていません



除排雪作業の支障となる路上駐車は絶対にダメ!

路上駐車は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反です。冬期間の道路の通行や、除排雪の妨げとなる迷惑駐車については、ビラの配布や訪問にて注意いたします。悪質な場合は警察などに車両番号を報告することもありますので絶対にやめましょう。



庭木やフェンス、ごみ箱などは破損対策を!

雪が降ると、道路脇にも雪が積み上げられ、融雪期には雪の重みで庭木が折れたり、フェンスや塀などが破損することもあります。また、道路敷地内に庭木やフェンスなどがはみ出していると、作業の支障になり破損させてしまう恐れもあります。雪が降る前に庭木は枝切りし、ごみ箱などは片づけておきましょう。また、フェンスは重みがかからないよう対策をお願いします。



除雪センター

除排雪作業のご意見・お問い合わせは各地区の除雪センターへ。

地区	電話番号	担当業者
花川・樽川・花畔・緑苑台	☎77-5151 FAX77-5152	花川産業・花川重機・酒井建設・石建・産共特定共同企業体
新港西	☎66-3103	(株)酒井組
新港南・新港中央	☎64-2157	機械開発北旺(株)
本町	☎66-3103	(株)酒井組
八幡・高岡・北生振・美登位・緑ヶ原・虹が原	☎66-3336	朝日建設運輸(株)
生振	☎080-8059-1000	マルウロコ酒井建設工業(株)
厚田・安瀬・別狩・小谷・古潭・押琴・嶺泊	☎78-2512	厚田産業(株)
望来・聚富	☎62-8207 ☎78-2025(日中)	(株)沢田建設工業 厚田事業所
浜益・川下・柏木・毘砂別・送毛・濃昼・実田・御料地・雄冬	☎79-3233	岸本産業(株)
群別・幌・床丹・千代志別	☎79-3201	聖太産業(株)

◎除排雪は石狩市道路維持事業協同組合(☎77-5582 日中)で行っています

◎花川・樽川・花畔・緑苑台除雪センターHPもご覧ください。「石狩 除雪センター」で検索を!
除雪センターHP▶



◎石狩市公式LINEでは、12月~3月下旬まで除排雪情報を配信します。配信設定画面で地域を選択してご利用ください 市公式LINE▶



- 危険なので除雪車には絶対に近づかないでください
- 作業中は騒音・振動でご迷惑をおかけすることありますが、ご理解をお願いします

《根拠法令》

・道路法第43条(道路に関する禁止行為)
罰則:1年以下の懲役または50万円以下の罰金

・道路交通法第76条(禁止行為)
罰則:3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

・道路交通法施行細則第19条(道路における禁止行為)



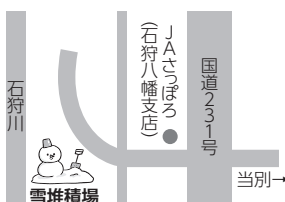
雪堆積場

雪は奥の方から捨てましょう。ごみの混ざった雪を捨ててはいけません。

- 場内整備や気象状況、降雪量によって、利用時間中でも閉鎖する場合があります
- 搬入予定量に達した堆積場は、閉鎖する場合があります
- 開設時期などは、各除雪センターにお問い合わせください

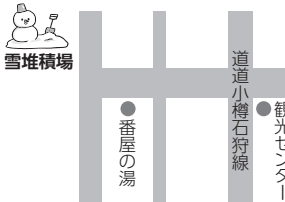
八幡

8時~17時
八幡1・54・2
☎66-3336



本町

8時~18時
弁天町地先
☎66-3103



新港

8時~18時
※12時~13時除く
新港中央1・390・1
☎77-5151

